

消費税の税額表【インボイス2割特例】

インボイス制度が導入されて赤字でも消費税を納付することになりました。下記の表は2割特例を含む消費税額の目安です。簡易課税制度を選択した場合、区分が第一種から第六種事業まであります。建設業で働く多くの方は第三種又は第四種事業になります。

課税売上	簡易課税		原則課税 (経費50%)	2割特例
	材料持ち (第三種)	手間請け (第四種)		
年間	年間	年間	年間	年間
900万円	245,300円	327,100円	408,900円	163,500円
800万円	218,000円	290,700円	363,500円	145,300円
700万円	190,700円	254,400円	318,000円	127,100円
600万円	163,500円	218,000円	272,600円	108,900円
500万円	136,200円	181,700円	227,100円	90,800円
400万円	108,900円	145,300円	181,700円	72,600円
300万円	81,700円	108,900円	136,200円	54,400円
200万円	54,400円	72,600円	90,800円	36,200円
100万円	27,100円	36,200円	45,300円	18,000円

簡易課税・原則課税どちらの場合も申告時に2割特例を選択できます。

- 【対象者】 免税事業者からインボイス登録をきっかけに課税事業者になった者
(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)
- 【対象期間】 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象